

十 監 第 48 号
令和 2 年 8 月 19 日

十日町市長 関 口 芳 史 様

十日町市監査委員 水 落 雅 史
十日町市監査委員 宮 澤 幸 子

公営企業会計経営健全化審査の結果について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定により、審査に付された令和元年度十日町市の公営企業会計経営健全化審査に対する意見を次のとおり提出します。

令和元年度十日町市の公営企業会計経営健全化審査意見書

1 審査の概要

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを主眼として実施した。

2 審査の期間

令和2年7月22日から令和2年8月7日まで

3 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された資金不足比率（下表）及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

(単位：%)

| | 会計名 | 資金不足比率 | | | 経営健全化基準 |
|--------------|---------------|--------|--------|----|---------|
| | | 令和元年度 | 平成30年度 | 増減 | |
| 地方公営企業法適用事業 | 水道事業会計 | — | — | — | 20.0 |
| 地方公営企業法非適用事業 | 簡易水道事業特別会計 | — | — | — | 20.0 |
| | 下水道事業特別会計 | — | — | — | 20.0 |
| | 松之山温泉配湯事業特別会計 | — | — | — | 20.0 |

※全会計が黒字となるため「—」表示してある。

(2) 個別意見

いずれの会計も資金不足は生じていないため、前年度と同様に該当がなかった。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項なし。